



火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について（製造施設の構造等及び製造方法の技術基準の性能規定化）

本件の概要

2021年3月1日

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付

今般、火薬類取締法施行規則及び関係告示の一部を改正するとともに、
「機能性基準の運用について」（通達）を通知しましたのでお知らせします。

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準の性能規定化の議論が進められてきたところ。今般、火薬類の製造の技術基準について性能規定化を行う。

2 主な改正事項

①製造施設の構造、位置及び設備の技術基準

定置式製造施設（施行規則第4条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第4条第2項）、移動式製造施設（施行規則第4条の2第1項）の構造、位置及び設備の技術基準について、性能規定化のための改正を行う。

②製造施設の製造方法の技術基準

定置式製造施設（施行規則第5条第1項）、定置式製造施設（解撤）（施行規則第5条第2項）、移動式製造施設（施行規則第5条の2第1項）の製造方法の技術基準について、性能規定化のための改正を行う。

③完成検査の方法、保安検査の方法

①、②の見直しに伴い、完成検査の方法（施行規則別表第1）、保安検査の方法（施行規則別表第3）についても改正する。

④関連告示の改正

①、②の見直しに伴い、以下の告示について改正する。

・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）

－施行規則第4条第1項第9号の3に掲げるスプリンクラーの仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第11条の2）

－施行規則第4条第1項第27号に掲げる蓄電池車及びディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第12条）

・製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二号）

－施行規則第4条の2第1項第18号に掲げるディーゼル車の仕様を規定していたところ、当該条項の性能規定化に伴い削る。（第5条）

⑤その他（例示基準及び運用内規の策定）

①、②の見直しに伴い、性能規定化された規定に対する例示基準、また、性能規定化後の運用を定めた内規を策定する。

なお、経過措置として1月間の周知期間を用意し、令和3年4月1日より施行する。

[①火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（PDF形式：642KB）](#) 

[②火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（PDF形式：96KB）](#) 

[③製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（PDF形式：62KB）](#) 

[④火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（PDF形式：665KB）](#) 

[「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」（20210215保第1号）の訂正について（PDF形式：44KB）](#) 

[⑤＜参考資料1＞改正前後の施行規則及び例示基準の対応表（第4条、第4条の2関連）（PDF形式：375KB）](#) 

[⑥＜参考資料2＞改正前後の施行規則及び例示基準の対応表（第5条、第5条の2関連）（PDF形式：291KB）](#) 

お問合せ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

担当：奥本、武田

電話：03-3501-1870（直通）

参考リンク

[本改正に関するパブリックコメント結果](#) 

○経済産業省令第九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七條第一号及び第二号、第十五條第四項並びに第三十五條第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。
令和三年三月一日
経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第百八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第四条 〔略〕 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。 二 危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。 三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。 四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）は、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号炎管、信号火せん若しくは爆発に係るもの以外のものにあっては次の表(イ)の、信号炎管、信号火せん若しくは爆発に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離（保安物件が専ら当該製	（定置式製造設備に係る技術上の基準） 第四条 〔略〕 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。 二 危険区域には、作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。 四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは爆発に係るもの以外のものにあっては次の表(イ)の、信号焰管、信号火せん若しくは爆発に係るものにあつては同表(ロ)の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合

造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滯量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、二トロ基を三以上含む二トロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

〔略〕
〔略〕

区分		
(イ)	(ロ)	(ハ)
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

四の二・五 〔略〕
五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滯量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、二トロ基を三以上含む二トロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

〔略〕
〔略〕

区分		
(イ)	(ロ)	(ハ)
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

四の二・五 〔略〕
五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火災に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵す

六 爆発の危険のある工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。）は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による

ることができ、がん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつては、その土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滯量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滯量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満で

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とする。

ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ある製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 [略]

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具(硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。)は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゅう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用する。ただし、次のイ又はロのいずれの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

[削る]

十二 危険工室の内面は、次のイから三までに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

十三 削除

二 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができ。

(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室

(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

落下等により床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滯量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十一 〔略〕

〔削る〕

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

十九 〔略〕

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滯量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十一 〔略〕

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

〔削る〕

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとする。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要があるときは、この限りでない。

二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。

〔新設〕

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

二十六の二 〔略〕

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝撃を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平坦にし、地形上やむを得ない場合のほかに、こう配は、五十分の一以下とすること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一、四 〔略〕

五 削除

六 削除

七 〔略〕

八 解撤設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一、四 〔略〕

五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。

(1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの

(2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七 〔略〕

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。

九 解撤作業中には、不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十 〔略〕

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

3

第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

第四条の二 〔略〕

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を揭示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填することという。以下

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。

十 〔略〕

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

3

第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

第四条の二 〔略〕

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した揭示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填することという。以下

この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 略

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合

には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 略

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかに異なるような措置を講ずること。

七・八 略

九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

とをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 略

三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合

には、移動式製造設備用工室を設けること。

五 略

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかに異なるような措置を講ずること。

七・八 略

九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 削除

十三 削除

十四 削除

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、さびにくい材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしなければならない。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、できるだけさびにくい材料を使用すること。

十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講ずること。

十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滯量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滯量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 【略】

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の

二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 【略】

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 〔略〕

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 〔略〕

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

七 〔略〕

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九・十 〔略〕

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 〔略〕

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

二 五 〔略〕

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

七 〔略〕

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をた積みしないこと。

九・十 〔略〕

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 〔略〕

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 〔略〕

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入を怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 〔略〕

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十六 〔略〕

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所での危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

イ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

二十 略

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二 略

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、

れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 略

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二・三十一の三 略

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 略

ロ 噴出葉の填装作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。
ハ 略

枕木又はすのこ（その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 略

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張りをつける等盗難防止の措置を講じなければならない。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 略

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二・三十一の三 略

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 略

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。

イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出葉を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 略

ロ 噴出葉のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。
ハ 略

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 略

3 略

（移動式製造設備に係る製造方法の基準）

第五条の二 略

一 五 略

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二 五 略

3 略

（移動式製造設備に係る製造方法の基準）

第五条の二 略

一 五 略

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてなければならない。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぐ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 略

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 削除

十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十一 略

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となつたときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

八 第四条第一項
第七号の煙火等
の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

視及び図面により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造
所以外の製造所
の爆発の危険の
ある工室又は火
薬類一時置場に
設けた土堤の構
造等を、別表第
二第十六項各号
に掲げる完成検
査の方法により
検査する。た
だし、放爆式構造
又は準放爆式構造
の危険工室等
を互いに接続し
ている場合であ
つて、土堤に代
えて防爆壁を設
けたものについ
ては、当該工室
の構造等を、目
視及び図面によ
り検査し、及び
当該防爆壁の構
造等を、別表第
二第十八項に掲
げる完成検査の

八 第四条第一項
第七号の煙火等
の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の場合であつて、既定の建築材料を使用しないものについては、当該工室の構造等を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査する。

八 煙火等の製造
所以外の製造所
の爆発の危険の
ある工室又は火
薬類一時置場に
設けた土堤の構
造等を、別表第
二第十五項各号
に掲げる完成検
査の方法により
検査する。た
だし、放爆式構造
又は準放爆式構造
の危険工室等
を互いに接続し
ている場合であ
つて、土堤に替
えて防爆壁を設
けたものについ
ては、当該工室
の構造等を、目
視及び図面によ
り検査し、及び
当該防爆壁の構
造等を、別表第
二第十七項各号
に掲げる完成検

方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤を省略したもののについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十一項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののについては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土堤等を省略したもののについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査する。

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易
土堤、防爆壁又
は防火壁の設置
その他の延焼を
遮断するための
措置

九 煙火等の製造
所の爆発の危険
のある工室又は
火薬類一時置場
に設けた土堤、
簡易土堤又は防
爆壁を、別表第
二第十六項から
第十八項に掲げ
る完成検査の方
法により検査す
る。ただし、が
ん具煙火貯蔵庫
に貯蔵すること
ができるがん具
煙火を貯蔵する
火薬類一時置場
の場合であつ
て、土堤、簡易
土堤又は防爆壁
を省略したもの
については、当
該火薬類一時置
場の構造等を、
別表第二第十四
項に掲げる完成
検査の方法によ
り検査し、放爆
式構造又は準放
爆式構造の危険
工室等を互いに
連接している場
合であつて、放
爆面以外の方向
の土堤、簡易土
堤又は防爆壁を
省略したものに
ついては、当該
工室の構造等
を、目視及び図
面により検査
し、製造所外の

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易
土堤、防爆壁又
は防火壁の設置
その他の延焼を遮
断する措置

九 煙火等の製造
所の爆発の危険
のある工室又は
火薬類一時置場
に設けた土堤、
簡易土堤又は防
爆壁（以下「土
堤等」という。）
の構造等を、別
表第二第十五項
から第十七項に
掲げる完成検査
の方法により検
査する。ただし、
がん具煙火貯蔵
庫に貯蔵するこ
とができるがん
具煙火を貯蔵す
る火薬類一時置
場の場合であつ
て、土堤等を省
略したものにっ
いては、当該火
薬類一時置場の
構造等を、別表
第二第十三項各
号に掲げる完成
検査の方法によ
り検査し、放爆
式構造又は準放
爆式構造の危険
工室等を互いに
連接している場
合であつて、放
爆面以外の方向
の土堤等を省略
したものについ
ては、当該工室
の構造等を、目
視及び図面によ
り検査し、及び
土堤等を省略し

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

保安物件に對す
る保安距離又は
製造所内の他の
施設に對する保
安間隔を目視又
は測定器具を用
いた測定により
検査し、並びに
土堤、簡易土堤
又は防爆壁を省
略した場合であ
つて、防火壁の
設置その他の延
焼を遮断するた
めの措置を講じ
ているものにつ
いては、当該措
置の状況を、目
視及び図面によ
り検査する。

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

場合であつ
て、防火壁の設
置その他延焼を
遮断する措置を
講じているもの
については、当
該防火壁の構造
等を、目視及び
図面により検査
する。

十 危険工室及び
火薬又は爆薬の
停滞量（火工品
にあつてはその
原料をなす火薬
又は爆薬の停滞
量）が百キログ
ラムを超える火
薬類一時置場に
設けた避雷装置
の構造等を、別
表第二第十四項
に掲げる完成検
査の方法により
検査する。ただ
し、煙火等の製
造所における危
険工室及びがん
具煙火貯蔵庫に
貯蔵することが
できるがん具煙

十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室		十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置		十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備	
十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造となつ ていることを、 目視及び図面に より検査する。		十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置の状況を、 目視及び図面に より検査する。		十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備について設置 の状況を、目視 及び図面により 検査し、及び当 該消火設備の性 能を、作動試験 又はその記録に より検査する。	
十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造		十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他延 焼を遮断する措 置		十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備	
十一 発火の危険 のある工室の設 置の状況及び耐 火性構造を、目 視及び図面によ り検査する。		十二 発火の危険 のある工室と他 の施設との間へ の防火壁の設置 その他の延焼を 遮断する措置の 状況を、目視及 び図面により検 査する。		十三 危険工室の 発火の危険のあ る設備の消火設 備の設置の状況 を、目視及び図 面により検査 し、及び当該消 火設備の性能 を、作動試験又 はその記録によ り検査する。	
十三の二 第四条 第一項第九号の 三の無煙火薬の 分解及び発火を 防止するための 措置並びに当該 無煙火薬が発火 したときに爆発 を防止するため の措置		十四 〔略〕 十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉		十五の二 第四条 第一項第十一号 ロの危険工室の 窓及び扉に用い る金具	
十三の二 無煙火 薬を存置する火 薬類一時置場に おける火薬の分 解及び発火を防 止するための措 置並びに当該発 火による爆発を 防止するための 措置の状況を、 目視、図面、測 定器具を用いた 測定及び機器等 の作動試験又は その記録により 検査する。		十四 〔略〕 十五 危険工室の 窓及び出口の扉 について、非常 の際に容易に避 難できる構造と なっていること を、目視及び図 面により検査す る。		十五の二 危険工 室の窓及び扉に 用いる金具の材 質を、目視又は 図面により検査 する。ただし、 摩擦により火薬	
十三の二 第四条 第一項第九号の 三のスプリンク ラー設備		十四 〔略〕 十五 第四条第一 項第十一号の危 険工室の窓、出 口及び扉		十五の二 第四条 第一項第十一号 の二の暗幕その 他の遮光のため の設備	
十三の二 無煙火 薬を存置する火 薬類一時置場に 設けたスプリン クラー設備の設 置の状況を、目 視、図面及び測 定器具を用いた 測定により検査 し、かつ、当該 スプリンクラー 設備の性能を、 作動試験又はそ の記録により検 査する。		十四 〔略〕 十五 危険工室に 設けた窓及び出 口の設置の状 況、構造、当該 扉の金具の材質 並びに窓ガラス の不透明性を、 目視及び図面に より検査する。		十五の二 無煙火 薬を存置する火 薬類一時置場に 設けた窓の暗幕 その他の遮光の ための設備の設 置の状況を、目 視により検査す る。	
〔新設〕		〔新設〕		〔新設〕	

第十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

類が爆発し又は
発火するおそれ
がない場合には、
当該おそれ
がないことを、
目視、図面又は
記録により検査
する。

十五の三 危険工
室の窓について
火薬類が爆発し
又は発火するこ
とを防止するた
めの措置の状況
を、目視又は図
面により検査す
る。ただし、直
射日光により火
薬類が爆発し又
は発火するおそ
れがない場合に
は、当該おそれ
がないことを、
目視、図面又は
記録により検査
する。

十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置

十六の二 第四条
第一項第十二号
口の飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置及び

十六 危険工室の
内面について、
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置の状
況を、目視又は
図面により検査
する。

十六の二 危険工
室の内面につい
て、飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置の状

【新設】

十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室の内面

【新設】

【新設】

十六 危険工室の
内面について、
土砂類のはく落
及び飛散を防
ぎ、かつ、床面
に鉄類を表さな
い構造となつて
いることを、目
視により検査す
る。

【新設】

飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

況を、目視又は
図面により検査
し、及び飛散し
た火薬類を容易
に除去するため
の措置の状況を、
目視又は図面
により検査する。
ただし、火
薬類が飛散する
おそれがない場
合には、当該お
それがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

十六の三 危険工
室の床面につい
て、火薬類が落
下することによ
り爆発し又は発
火することを防
止するための措
置の状況を目視
又は図面により
検査する。ただ
し、火薬類が床
面にこぼれ又は
落下するおそれ
がない場合は、
当該おそれがな
いことを、目視
図面又は記録に
より検査し、火
薬類が落下する
ことにより爆発
し又は発火する
おそれがない場
合は、当該おそ
れがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

【新設】

【新設】

十六の四 第四条 第一項第十二号 二の危険工室の 床面		十七 削除	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限	削る
十六の四 第四条 第一項第十二号 二の危険工室の 床面の材料を、 目視又は図面に より検査する。		十七 削除	十八 危険工室内 に原動機及び温 湿度調整装置が 据付けられてい ないことを、目 視により検査す る。ただし、火 薬類の爆発又は 発火を起こすお それがない場合 には、当該おそ れがないこと を、目視、図面 又は記録により 検査する。	削る
新設		十七 第四条第一 項第十三号の危 険工室の床面	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限	十八の二 第四条 第一項第十四号 の二の温湿度記 録計及び温湿度 調整装置
新設		十七 危険工室の 床面の材料の種 類及び火薬類の 浸透又はその粉 末が侵入しない ような措置の状 況を、目視によ り検査する。	十八 危険工室内 に据付けた原動 機及び温湿度調 整装置の爆発又 は発火を起こす おそれのない措 置の状況を、目 視により検査す る。	十八の二 無煙火 薬を存置する火 薬類一時置場に 設けた温湿度記 録計の床面から の高さを、巻き 尺その他の測定 器具を用いた測 定により検査 し、かつ、温湿 度調整装置が防 爆性能を有する
十九 第四条第一 項第十五号イの 危険工室内の機 械、器具又は容 器の、摩擦によ り火薬類が爆発 し又は発火しな い構造		十九 危険工室内 の機械、器具又 は容器について、 摩擦により火 薬類が爆発し 又は発火しない 構造となつてい ることを、目視 又は図面により 検査する。ただ し、摩擦により 火薬類が爆発し 又は発火するお それがない場合 には、当該おそ れがないこと を、目視、図面 又は記録により 検査する。	十九の二 第四条 第一項第十五号 の機械、器具又 は容器の、振動 又は衝撃により 火薬類が爆発し 又は発火しない 構造	十九の二 危険工 室内の機械、器 具又は容器につ いて、振動又は 衝撃により火薬 類が爆発し又は 発火しない構造 となつているこ とを、目視又は 図面により検査 する。ただし、 振動又は衝撃に より火薬類が爆 発し又は発火す るおそれがない
十九 第四条第一 項第十五号の危 険工室内の機 械、器具又は容 器		十九 危険工室内 に据付け又は備 え付けた機械、 器具又は容器に ついて、鉄と鉄 との摩擦がな く、摩擦部には 滑剤を塗布し、 かつ、動揺、脱 落、腐しよく又 は火薬類の粉末 の付着若しくは 侵入を防ぐ構造 となつているこ とを、目視によ り検査する。	新設	新設

十九の三 第四条
第一項第十五号
ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

十九の四 第四条
第一項第十五号
二の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は浸入により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

十九の三 危険工
室内の機械、器
具又は容器につ
いて、腐食によ
り火薬類が変質
し又は爆発し若
しくは発火しな
い構造となつて
いることを、目
視又は図面によ
り検査する。た
だし、腐食によ
り火薬類が変質
し又は爆発し若
しくは発火する
おそれがない場
合には、当該お
それがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

十九の四 危険工
室内の機械、器
具又は容器につ
いて、火薬類の
付着、浸透又は
浸入により火薬
類が爆発し又は
発火しない構造
となつているこ
とを、目視又は
図面により検査
する。ただし、
火薬類の付着、
浸透又は浸入に
より火薬類が爆

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

二十一 第四条第
一項第十七号の
パラフィン槽の過
熱による火薬類
の爆発又は発火
を防止するため
の措置

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場を
照明する設備

発し又は発火す
るおそれがない
場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

二十 危険工室内
の暖房装置につ
いて、火薬類の
爆発又は発火を
防止するための
措置の状況を、
目視又は図面に
より検査すると
ともに、燃焼し
やすい物との隔
離の状況を、目
視により検査す
る。

二十一 危険工室
内のパラフィン
槽について、パ
ラフィンの過熱
による火薬類の
爆発又は発火を
防止するための
措置の状況を、
目視、図面又は
機器等の作動試
験若しくはその
記録により検査
する。

二十二 危険工室
又は火薬類一時
置場を照明する
設備について、
漏電、可燃性ガ
ス、粉じん等に
より火薬類が爆

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

二十一 第四条第
一項第十七号の
危険工室内の高
熱源を使用する
パラフィン槽に
付けられた安全
装置

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場の
照明設備

二十 危険工室内
の暖房装置の熱
源の種類、設置
の状況及びその
熱面に火薬類の
粉末又は塵あい
の付着を避ける
措置の状況を、
目視により検査
する。

二十一 危険工室
内の高熱源を使
用するパラフィ
ン槽に付けられ
た安全装置の取
付け状況を目視
により検査し、
及び当該安全装
置の機能を、作
動試験又はその
記録により検査
する。

二十二 危険工室
又は火薬類一時
置場に設けられ
た照明設備の漏
電、可燃性ガス、
粉じん等に対す
る安全な防護装

[illegible]

三十 第四条第一 項第二十二号の 四の静電氣によ り火薬類が爆発 し又は発火する ことを防止する ための措置		[削る]	
三十 危険工室に おける静電氣に より火薬類が爆 発し又は発火す ることを防止す るための措置の 状況を、目視、 図面又は測定器 具を用いた測定 若しくはその記 録により検査す る。ただし、静 電氣により火薬 類が爆発し又は 発火するおそれ がない場合には、当該おそれ がないことを、 目視、図面又は 記録により検査 する。		[削る]	
三十 第四条第一 項第二十二号の 五の静電氣を発 生し、爆発又は 発火するおそれ のある設備の静 電氣を除去する 措置		三十の二 第四 条第一項第二十 二号の雷薬又は 雷薬又は雷薬を 含む雷薬を	
三十 火薬類の製 造中に静電氣を 発生し、爆発又 は発火するおそ れのある設備の 静電氣を除去す る措置の状況を、 目視及び記録 により検査する。		三十の二 雷薬又 は雷薬の配合及 び雷薬を行う 危険工室の床及 び作業台の導電	
三十一 削除		三十一 削除	
三十二 第四 条第一項第二十 三号の可燃性ガ ス又は有毒ガス の可燃性ガス又 は有毒ガスの排 気装置		三十二 可燃性ガ ス又は有毒ガス の排気装置につ いて、設置の状 況を、目視及び 図面により検査 し、及び当該装 置の性能を、作 動試験又はその 記録により検査 する。ただし、 可燃性ガス又は 有毒ガスが発散 するおそれがな い場合には、当 該おそれがない ことを、目視、 図面又は記録に より検査する。	
三十一 第四 条第一項第二十 二号の六の静電 氣により爆発又 は発火するおそ れのある火薬類 を取り扱う危険 工室等における 身体に帯電した 静電氣を除去す る措置の状況を、 目視により検査 し、及び接地の 状況を確認する。 目視及び図面 により検査し、 及び当該装置の 性能を、作動試験 又はその記録に より検査する。		三十一 静電氣に より爆発又は発 火のおそれのあ る火薬類を取り 扱う危険工室等 における身体に 帯電した静電氣 を除去する設備 の設置の状況を、 目視により検査 し、及び接地の 状況を確認する。 目視及び図面 により検査し、 及び当該装置の 性能を、作動試験 又はその記録に より検査する。	

三十三 〔略〕
三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
の他の施設との
間への防火壁の
設置その他の延
焼を遮断するた
めの措置

三十三 〔略〕
三十四 火薬類を
乾燥する工室内
に設置された加
温装置について、乾燥中に火
薬類が爆発し又
は発火しないた
めの措置の状況
を、目視及び図
面により検査
し、及び当該加
温装置の性能
を、作動試験又
はその記録によ
り検査する。

三十五 日乾場の
乾燥台について、火薬類の落
下による爆発又
は発火を防止す
るための措置及
び砂じん等の混
入を防止するた
めの措置の状況
を、目視又は巻
尺その他の測定
器具を用いた測
定により検査す
る。

三十六 爆発の危
険のある日乾場
とその他の施設と
の間に設置した
簡易土堤又は防
爆壁を、別表第
二第十七項又は
別表第二第十八
項に掲げる完成
検査の方法によ
り検査し、発火
の危険のある日
乾場とその他の

三十三 〔略〕
三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
の他の施設との
間への防火壁の
設置その他の延
焼を遮断する措
置

三十三 〔略〕
三十四 火薬類を
乾燥する工室内
に設置された加
温装置の設置の
状況を、目視及
び図面により検
査し、及び当該
加温装置の性能
を、作動試験又
はその記録によ
り検査する。

三十五 日乾場の
乾燥台の高さ
を、巻尺その他
の測定器具を用
いた測定により
検査する。

三十六 爆発の危
険のある日乾場
とその他の施設と
の間に設置した
簡易土堤又は防
爆壁の構造等
を、別表第二第
十六項各号又は
別表第二第十七
項に掲げる完成
検査の方法によ
り検査し、発火
の危険のある日

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の
放冷するための
設備

三十七の二 第四
条第一項第二十
四号の五の星打
ち場又は星掛け
場の日光の直射
を防ぐための措
置

施設との間への
防火壁の設置そ
の他の延焼を遮
断するための措
置の状況を、目
視、図面及び測
定器具を用いた
測定により検査
し、及び当該日
乾場とその他の
施設との距離
を、巻尺その他
の測定器具を用
いた測定により
検査する。た
だし、目視及び図
面により容易に
判定できる場合
に限り、目視及
び図面による検
査に代えること
ができる。

三十七 日乾場の
火薬類を放冷す
るための設備の
有無を、目視に
より検査する。
ただし、日乾作
業終了後火薬類
を放冷する必要
がない場合に
は、火薬類を放
冷する必要がな
いことを、目視、
図面又は記録に
より検査する。
三十七の二 星打
ち場又は星掛け
場における日光
の直射を防ぐた
めの措置の状況
を、目視により
検査する。

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の
放冷するための
設備

〔新設〕

乾燥台とその他の
施設との間への
防火壁の設置そ
の他の延焼を遮
断する措置の状況
を、目視、図面
及び測定器具を
用いた測定によ
り検査し、及び
当該日乾場とそ
の他の施設との
距離を、巻尺そ
の他の測定器具
を用いた測定に
より検査する。
ただし、目視及
び図面により容
易に判定できる
場合に限り、目
視及び図面によ
る検査に替える
ことができる。
三十七 日乾場の
火薬類を放冷す
るための設備の
有無を、目視に
より検査する。

〔新設〕

三十八 第四条第
一項第二十五号
イの爆発試験場
等

三十八の二 第四
条第一項第二十
五号口の土堤、
防爆壁又は防火
壁その他の延焼
を遮断するため
の措置

三十八 爆発試験
場、燃焼試験場、
発射試験場又は
廃棄焼却場につ
いて、危険区域
内に設置されて
いることを、目
視により検査す
る。

三十八の二 土堤
又は防爆壁を設
置したものにつ
いては、土堤又
は防爆壁を、別
表第二十六項
又は第十八項に
掲げる完成検査
の方法により検
査し、防火壁そ
の他の延焼を遮
断するための措
置を講じたもの
については、当
該措置の状況
を、目視及び図
面により検査す
る。ただし、火
薬類が爆発し又
は発火すること
により周辺の施
設に危害を及ぼ
すおそれがない
場合には、当該
場合においては、
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

三十八 第四条第
一項第二十五号
の爆発試験場等

〔新設〕

三十八 爆発試験
場、燃焼試験場、
発射試験場又は
廃棄焼却場につ
いて、危険区域
内に設置し、か
つ、その周囲の
樹木、雑草等を
伐採した状況を
、目視により
検査する。

〔新設〕

三十八の三 第四
条第一項第二十
五号ハの周囲の
火災を防止する
ための措置

三十九 第四条第
一項第二十六号
の火薬類等の運
搬容器

三十九の二 〔略〕
四十 第四条第一
項第二十七号の
危険区域内で火
薬類を運搬する
運搬車

四十一 第四条第
一項第二十八号
の火薬類の運搬
通路の路面及び
勾配

三十八の三 周囲
の火災を防止す
るための措置の
状況を、目視、
図面又は機器等
の作動試験若し
くはその記録に
より検査する。

三十九 火薬類又
はその原料を運
搬する容器につ
いて、当該火薬
類又はその原料
と化学反応を起
こさない材料を
使用し、かつ、
確実に蓋のでき
る構造となつて
いることを、目
視及び記録によ
り検査する。

三十九の二 〔略〕
四十 危険区域内
で火薬類を運搬
する運搬車につ
いて、運搬する
火薬類その他周
囲の火薬類の爆
発又は発火を防
止するための措
置の状況を、目
視及び図面等に
より検査する。
四十一 火薬類の
運搬通路につい
て、路面及び勾
配の状況を、目
視又は測定器具
を用いた測定若
しくはその記録
により検査す
る。

〔新設〕

三十九 第四条第
一項第二十六号
の火薬類等の運
搬容器

三十九の二 〔略〕
四十 第四条第一
項第二十七号の
危険区域内で火
薬類を運搬する
運搬車

四十一 第四条第
一項第二十八号
の火薬類の運搬
通路の路面及び
勾配

〔新設〕

三十九 火薬類又
はその原料を運
搬する容器につ
いて、収容物と
化学反応を起こ
さない材料を使
用し、かつ、確
実にふたのでき
る構造となつて
いることを、目
視及び記録によ
り検査する。

三十九の二 〔略〕
四十 危険区域内
で火薬類を運搬
する運搬車の構
造を、目視及び
図面等により検
査する。

四十一 火薬類の
運搬通路の路面
の状況を目視に
より検査し、当
該路面の勾配
を水準器その他
の測定器具を用
いた測定又はそ
の記録により検

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

一 第四条第二項において準用する第四条第一項

第一号から第三号まで、第五号、

第七号、第七号の三、第九号、

第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十

号の三から第二十四号まで、

第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げる検査項目

二 五 略

削る

一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九号、第三十号、第三十二号から第三十四号まで、第三十九号、第四十号、第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二 五 略

削る

2

製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設の場合

【新設】

一 四 略

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

査する。ただし、当該測定において、既定のこう配を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限る。目視による検査に代えることができる。

【新設】

一 四 略

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

削る

二 五 略

削る

五 第四条第二項第五号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面

六 削除

七 略
八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の温度上昇を防止するための措置

六 削除

七 略
八 遠隔操作による解撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

六 第四条第二項第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面

七 略
八 第四条第二項第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を、作動試験又はその記録により検査する。

さない構造となつて、目視により検査する。

六 不発弾等解撤工室の床面の材料の種類及び火薬類の浸透又はその粉末が侵入しないような措置の状況を、目視により検査する。

七 略
八 解撤設備が遠隔操作できるものにあっては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を、作動試験又はその記録により検査する。

十 「略」 十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場		十一の二 第四条 第二項第十一号 口の土堤、防爆 壁又は防火壁そ の他の延焼を遮 断するための措 置		十一の三 第四条 第二項第十一号 ハの周囲の火災	
十 「略」 十一 不発弾等廃 棄処理場につい て、危険区域内 に設置されてい ることを、目視 により検査す る。		十一の二 土堤又 は防爆壁を設置 したものについ ては、土堤又は 防爆壁を、別表 第二十六項又は 第二十八項に掲 げる完成検査の 方法により検査 し、防火壁その 他の延焼を遮断 するための措置 を講じたものに ついては、当該 措置の状況を、 目視及び図面に より検査する。 ただし、火薬類 が爆発し又は発 火することによ り周辺の施設に 危害を及ぼすお それがない場合 には、当該おそ れがないこと を、目視、図面 又は記録により 検査する。		十一の三 周囲の 火災を防止する ための措置の状	
十 「略」 十一 第四条第二 項第十一号の不 発弾等廃棄処理 場		「新設」		「新設」	
十 「略」 十一 不発弾等廃 棄処理場につい て、危険区域内 に設置し、かつ、 その周囲の樹 木、雑草等を伐 採した状況を、 目視により検査 する。		「新設」		「新設」	
3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合 一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要 な事項の揭示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 揭示の状況		二 「略」 三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置		四 第四条の二第 一項第四号の移 動式製造設備用 工室の有無並び に第四条の二に おいて準用する	
況を、目視、図 面又は機器等の 作動試験若しく はその記録によ り検査する。		二 「略」 三 移動区域の境 界が森林内に設 けられた場合に ついて、火災に よる延焼を防止 するための措置 の状況を、目視、 図面、巻尺その 他の測定器具を 用いた測定又は 機器等の作動試 験若しくはその 記録により検査 する。		四 移動式製造設 備用工室の有無 を、目視により 検査し、並びに 別表第一第一項 第十号、第十一	
3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合 一 第四条の二第 一項第一号の標 識、揭示板、移 動区域、境界さ く及び警戒札		二 「略」 三 第四条の二第 一項第三号の防 火のための空地		四 第四条の二第 一項第四号の移 動式製造設備用 工室	
一 製造所の標 識、揭示板、境 界さく及び警戒 札の設置の状況 並びに危険区域 の設定の状況を、 目視及び図 面により検査す る。		二 「略」 三 森林内に設け た境界さく沿い の防火のための 空地の幅を、巻 き尺その他の測 定器具を用いた 測定により検査 する。ただし、 当該測定におい て、既定の幅を 満たしているこ とが目視により 容易に判定でき る場合に限り、 目視による検査 に替えることが できる。		四 移動式製造設 備用工室の有無 を、目視により 検査する。	

第四條第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目 五〇七 〔略〕 八 第四條の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	号 第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。 五〇七 〔略〕 八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	十 削除	九 削除	十 削除
五〇七 〔略〕 八 第四條の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突	五〇七 〔略〕 八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	十 第四條の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造	九 第四條の二第一項第九号の避雷装置	十 移動式製造設備用工室の設置の状況及び耐火構造を、目視及び図面により検査する。
十一 第四條の二第一項第十一号の移動式製造設備の消火設備	五〇七 〔略〕 八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	十二 削除	十三 削除	十四 削除
十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。	十二 削除	十三 削除	十四 削除	十五 〔略〕 十六 削除
十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。	十二 第四條の二第一項第十二号の工室の付近の消火の設備	十三 第四條の二第一項第十三号の移動式製造設備用工室の窓、出口及び扉	十四 第四條の二第一項第十四号の移動式製造設備用工室の内面	十五 〔略〕 十六 第四條の二第一項第十六号の移動式製造設備用工室の床面
十一 移動式製造設備の耐火構造及び消火設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。	十二 移動式製造設備用工室の付近の消火設備の有無を、目視により検査する。	十三 移動式製造設備用工室に設けた窓及び出口の設置の状況、構造並びに窓ガラスの不透明性を、目視及び図面により検査する。	十四 移動式製造設備用工室の内面について、土砂類のはく落及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつていないことを、目視により検査する。	十五 〔略〕 十六 移動式製造設備の床面の特徴硝酸アンモニウム系爆薬が浸

十七 削除

十八 第四条の二
第一項第十八号
の移動式製造設
備の移動方法及
び製造方法

十七 削除

十八 製造し及び
運搬する火薬類
並びに周囲の火
薬類の爆発又は
発火を起こすお
それがない車両
が使用されてい
ることを、目視、
図面、記録又は
測定器具を用い
た測定により検
査し、製造のた
め車両の動力を
使用する場合に
あつては、移動
と製造とが同時
にできない構造
であることを、
目視、図面又は
記録により検査
し、製造のため
車両の動力を使
用しない場合に
あつては、製造
のための動力
は、特定硝酸ア
ンモニウム系爆
薬を爆発し又は

十七 第四条の二
第一項第十七号

の移動式製造設
備用室内の原
動機据付け制限

十七 移動式製造
設備用室内に

据付けた原動機
の爆発又は発火
を起こすおそれ
のない措置の状
況を、目視によ
り検査する。
十八 デイジーゼ
ル車の構造等を目
視、図面及び測
定器具を用いた
測定により検査
し、及び移動式
製造設備の移動
に用いるデイー
ゼル車の動力に
ついて、製造と
同時に移動に使
用できず、かつ、
製造に使用しな
い場合に爆発又
は発火しない構
造となつてい
ることを、目視に
より検査し、必
要に応じ図面又
は記録により検
査する。

十九 第四条の二
第一項第十九号

イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発
し又は発火しな
い構造

十九の二 第四条
の二第一項第十
九号ロの移動式
製造設備の機
械、器具又は容
器の、振動又は
衝撃により特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発
し又は発火しな
い構造

発火させるおそ
れがないもので
あることを、目
視、図面又は記
録により検査す
る。

十九 移動式製造
設備の機械、器

具又は容器につ
いて、摩擦によ
り特定硝酸アン
モニウム系爆薬
が爆発し又は発
火しない構造と
なつていること
を、目視又は図
面により検査す
る。

十九の二 移動式
製造設備の機
械、器具又は容
器について、振
動又は衝撃によ
り特定硝酸アン
モニウム系爆薬
が爆発し又は発
火しない構造と
なつていること
を、目視又は図
面により検査す
る。

〔新設〕

十九 第四条の二
第一項第十九号
の移動式製造設
備用室内又は移
動式製造設備の
機械、器具又は
容器

〔新設〕

十九 移動式製造
設備用室内又は
移動式製造設備
に据付け又は備
え付けた機械、
器具又は容器に
ついて、鉄と鉄
との摩擦がな
く、摩擦部には
滑剤を塗布し、
かつ、動揺、脱
落、腐しよく又
は特定硝酸アン
モニウム系爆薬
の付着、浸透若
しくは浸入を防
ぐ構造となつて
いることを、目
視により検査す
る。

[illegible]

[illegible]

三十二 第四条の二
第一項第三十
二号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原
料の運搬容器

三十三 第四条の二
第一項第三十
三号イの廃棄焼
却場

三十三の二 第四
条の二第一項第
三十三号ロの土
堤、防爆壁又は
防火壁その他の
延焼を遮断する
ための措置

三十二 特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原
料を運搬する容
器について、当
該特定硝酸アン
モニウム系爆薬
又はその原料と
化学反応を起こ
さない材料を使
用し、かつ、確
実に蓋のできる
構造となってい
ることを、目視
及び記録により
検査する。

三十三 廃棄焼却
場について、移
動区域内に設置
されていること
を、目視により
検査する。

三十三の二 土堤
又は防爆壁を設
置したものに
ついては、土堤又
は防爆壁を、別
表第二十六項に
又は第十八項に
掲げる完成検査
の方法により検
査し、防火壁そ
の他の延焼を遮
断するための措
置を講じたもの
については、当

三十二 第四条の二
第一項第三十
二号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原
料の運搬容器

三十三 第四条の二
第一項第三十
三号の廃棄焼却
場

〔新設〕

三十二 特定硝酸
アンモニウム系
爆薬及びその原
料を運搬する容
器について、収
容物と化学反応
を起こさない材
料を使用し、か
つ、確実にふた
のできる構造と
なっていること
を、目視及び記
録により検査す
る。

三十三 移動区域
内の廃棄焼却場
について、移動
区域内に設置
し、かつ、その
周囲の樹木、雑
草等を伐採した
状況を、目視に
より検査する。

〔新設〕

三十三の三 第四
条の二第二項第
三十三号ハの周
囲の火災を防止
するための措置

該措置の状況
を、目視及び図
面により検査す
る。ただし、火
薬類が爆発し又
は発火すること
により周辺の施
設に危害を及ぼ
すおそれがない
場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

別表第三 (第四十四条の五第一項関係)

検査項目

1 製造設備が定置
式製造設備であつ
て、火薬類の製造
作業を行う製造施
設の場合

一 第四条第一項
第一号の標識及
び爆発又は発火
に関し必要な事
項の掲示、危険
区域の設定、危
険区域が明確に
判別できるよう
な措置並びに警
戒札の掲示の状
況

保安検査の方法

一 製造所の標識
及び爆発又は発
火に関し必要な
事項の掲示、危
険区域の設定、
危険区域が明確
に判別できるよ
うな措置並びに
警戒札の掲示の
維持管理状況を、
目視により
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

別表第三 (第四十四条の五第一項関係)

検査項目

1 製造設備が定置
式製造設備であつ
て、火薬類の製造
作業を行う製造施
設の場合

一 第四条第一項
第一号の標識、
掲示板、危険区
域、境界さく及
び警戒札等

保安検査の方法

一 製造所の標
識、掲示板、危
険区域、境界さ
く及び警戒札等
の維持管理状況
を、目視により
検査する。

二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限		三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置
二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。		三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合に、火災について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。
二 危険区域に設置した施設の種類の、目視により検査する。		三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。
二 危険区域に設置した原料、薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。		七 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場の土堤及び防爆壁
二 危険区域に設置した原料、薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。		七 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四第十六項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接して、土堤にあつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の
二 危険区域に設置した原料、薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。		七 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤及び防爆壁
二 危険区域に設置した原料、薬品貯蔵所に貯蔵する火薬類の原料となる薬品の種類を、記録により検査する。		七 第四条第一項 第七号の煙火等の製造所以外の製造所の爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場に設けた土堤の維持管理状況を、別表第四第十五項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに連接して、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易
土堤、防爆壁又
は防火壁の設置
その他の延焼を
遮断するための
措置

場合であつて土堤を省略したものについて、は、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。

九 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況調査を、別表第四節第十六項から第十八項までに掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫庫に貯蔵すること、がん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易
土堤、防爆壁又
は防火壁の設置
その他延焼を遮
断する措置

類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののついては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十一項各号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したもののついては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十一項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。

九 土堤等の維持管理状況を、別表第四第十五項から第十七項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤等を省略したものについては、当該火薬類一時置場の

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

を省略したものに
ついては、当該火災
種類一時置場の維
持管理状況、別表第
十四項に掲げる保安
検査の方法により
土堤、簡易土堤又は
防壁を省略した場合
であつて、防火壁の
設置その他の延焼を
遮断するための措置
講じているものにつ
いては、当該措置の
維持管理状況を、目
視により検査する。

十 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品に於てはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量を）百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十五項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができると

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

維持管理状況を、別表第四の十三項各号に掲げる保安検査の方法により検査し、土堤等を省略した場合であつて、防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講じているものについては、当該防火壁の維持管理状況を、目視により検査する。

十 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品）にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量（百キログラム）が百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとがん具煙火並び

十四
〔略〕

十一 〔略〕
十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他の
延焼を遮断する
ための措置

十三 〔略〕
十三の二 第四条
第一項第九号の
三の無煙火薬の
分解及び発火を
防止するための
措置並びに当該
無煙火薬が発火
したときに爆発
を防止するため
の措置

十四
〔略〕

十一 〔略〕
十二 発火の危険
のある工室と他
の施設との間へ
の防火壁の設置
その他の延焼を
遮断するための
措置の維持管理
状況を、目視に
より検査する。

十三 〔略〕
十三の二 無煙火
薬を存置する火
薬類一時置場に
おける火薬の分
解及び発火を防
止するための措
置並びに当該発
火による爆発を
防止するための
措置の維持管理
状況を、目視、
図面、測定器具
を用いた測定又
は機器等の作動
試験若しくはそ
の記録により検
査する。

十四
〔略〕

十一 〔略〕
十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他延
焼を遮断する措
置

十三 〔略〕
十三の二 第四条
第一項第九号の
三のスプリンク
ラー設備

十四
〔略〕

十一 〔略〕
十二 発火の危険
のある工室と他
の施設との間へ
の防火壁の設置
その他の延焼を
遮断する措置の
維持管理状況を
、目視により
検査する。

十三 〔略〕
十三の二 無煙火
薬を存置する火
薬類一時置場に
設けたスプリン
クラー設備の維
持管理状況を、
目視により検査
し、かつ、当該
スプリンクラー
設備の性能を、
作動試験又はそ
の記録により検
査する。

十五 第四条第一
項第十一号の
危険工室の窓及
び出口の扉

十五の二 第四条
第二項第十一号
口の危険工室の
扉及び窓に用い
る金具

十五の三 第四条
第二項第十一号
窓

十五 危険工室の
窓及び出口の扉
について、非常
の際に容易に避
難できる構造と
なっていること
を、目視により
検査する。

十五の二 危険工
室の窓及び扉に
用いる金具の維
持管理状況を、
目視により検査
する。ただし、
摩擦により火薬
類が爆発し又は
発火するおそれ
がない場合には、
当該おそれが
ないことを、
目視、図面又は
記録により検査
する。

十五の三 危険工
室の窓について、
火薬類が爆
発し又は発火す
ることを防止す
るための措置の
維持管理状況を
、目視により
検査する。ただ
し、直射日光に
より火薬類が爆
発し又は発火す
るおそれがない
場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

〔新設〕

十五 第四条第一
項第十一号の危
険工室の窓、出
口及び扉

十五の二 第四条
第一項第十一号
の二の暗幕その
他の遮光のため
の設備

〔新設〕

十五 危険工室に
設けた窓及び出
口の維持管理状
況を、目視によ
り検査する。

十五の二 無煙火
薬を存置する火
薬類一時置場に
設けた窓の暗幕
その他の遮光の
ための設備の維
持管理状況を、
目視により検査
する。

十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置

十六の二 第四条
第一項第十二号
口の飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置及び
飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

十六 危険工室の
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置の維
持管理状況を、
目視又は図面に
より検査する。

十六の二 危険工
室の内面につい
て、飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置の維
持管理状況を、
目視又は図面に
より検査し、及
び飛散した火薬
類を容易に除去
するための措置
の維持管理状況
を、目視又は図
面により検査す
る。ただし、火
薬類が飛散する
おそれがない場
合には、当該お
それがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

十六の三 危険工
室の床面につい
て、火薬類が落
下することによ
り爆発し又は発
火することを防
止するための措
置の維持管理状

十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室の内面

〔新設〕

〔新設〕

十六 危険工室の
内面の維持管理
状況を、目視に
より検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条
第一項第十二号
二の危険工室の
床面

十七 削除

十八 第四条第一
項第十四号の危
険工室内の原動
機及び温湿度調
整装置据付け制
限

況を、目視又は
図面により検査
する。ただし、
火薬類が床面に
こぼれ又は落下
するおそれがな
い場合は、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査し、火薬
類が落下するこ
とにより爆発し
又は発火するお
それがない場合
は、当該おそれ
がないことを、
目視、図面又は
記録により検査
する。

十六の四 第四条
第一項第十二号
二の危険工室の
床面の維持管理
状況を、目視又
は図面により検
査する。

十七 削除

十八 危険工室内
に原動機及び温
湿度調整装置が
据付けられてい
ないことを、目
視により検査す
る。ただし、火
薬類の爆発又は
発火を起こすお
それがない場合

〔新設〕

十七 第四条第一
項第十三号の危
険工室の床面

十八 第四条第一
項第十四号の危
険工室内の原動
機及び温湿度調
整装置据付け制
限

〔新設〕

十七 危険工室の
床面の維持管理
状況を、目視に
より検査する。

十八 危険工室内
に据付けた原動
機及び温湿度調
整装置の維持管
理状況を、目視
により検査す
る。

〔削る〕

十九 第四条第一
項第十五号イの
危険工室内の機
械、器具又は容
器の、摩擦によ
り火薬類が爆発
し又は発火しな
い構造

には、当該おそ
れがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

〔削る〕

十九 危険工室内
の機械、器具又
は容器につい
て、摩擦により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造となつてい
ることを、目視
又は図面により
検査する。ただ
し、摩擦により
火薬類が爆発し
又は発火するお
それがない場合
には、当該おそ
れがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

十八の二 第四条
第一項第十四号
の二の温湿度記
録計及び温湿度
調整装置

十九 第四条第一
項第十五号の危
険工室内の機
械、器具又は容
器

十八の二 無煙火
薬を存置する火
薬類一時置場に
設けた温湿度記
録計及び温湿度
調整装置の維持
管理状況を、目
視により検査
し、かつ、当該
火薬類一時置場
内の温度及び相
対湿度の推移
を、記録により
検査する。

十九 危険工室内
に据付け又は備
え付けた機械、
器具又は容器の
維持管理状況
を、目視により
検査する。

十九の二 第四条
第一項第十五号
口の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
第一項第十五号
ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

十九の二 危険工
室内の機械、器
具又は容器につ
いて、振動又は
衝撃により火薬
類が爆発し又は
発火しない構造
となつているこ
とを、目視又は
図面により検査
する。ただし、
振動又は衝撃に
より火薬類が爆
発し又は発火す
るおそれがない
場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

十九の三 危険工
室内の機械、器
具又は容器につ
いて、腐食によ
り火薬類が変質
し又は爆発し若
しくは発火しな
い構造となつて
いることを、目
視又は図面によ
り検査する。た
だし、腐食によ
り火薬類が変質
し又は爆発し若
しくは発火する
おそれがない場
合には、当該お
それがないこと
を、目視、図面
又は記録により
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十九の四 第四条
第一項第十五号
の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は浸入により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

二十一 第四条第
一項第十七号の
パラフィンの過
熱による火薬類
の爆発又は発火
を防止するため
の措置

十九の四 危険工
室内の機械、器
具又は容器につ
いて、火薬類の
付着、浸透又は
浸入により火薬
類が爆発し又は
発火しない構造
となつてゐるこ
とを、目視又は
図面により検査
する。ただし、
火薬類の付着、
浸透又は浸入に
より火薬類が爆
発し又は発火す
るおそれがない
場合には、当該
おそれがないこ
とを、目視、図
面又は記録によ
り検査する。

二十 危険工室内
の暖房装置につ
いて、火薬類の
爆発又は発火を
防止するための
措置の維持管理
状況を、目視又
は図面により検
査するとともに、
燃焼しやす
い物との隔離の
維持管理状況
を、目視により
検査する。

二十一 危険工室
内のパラフィン
槽について、パ
ラフィンの過熱
による火薬類の
爆発又は発火を
防止するための

【新設】

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

二十一 第四条第
一項第十七号の
危険工室内の高
熱源を使用する
パラフィン槽に
付けられた安全
装置

【新設】

二十 危険工室内
の暖房装置の維
持管理状況を、
目視により検査
する。

二十一 危険工室
内の高熱源を使
用するパラフィ
ン槽に付けられ
た安全装置の維
持管理状況を目
視により検査

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場を
照明する設備

二十三 第四条第
一項第十九号の
危険工室内の機
械設備又は乾燥
装置の金属部に
おける接地

措置の維持管理
状況を、目視、
図面又は機器等
の作動試験若し
くはその記録に
より検査する。

二十二 危険工室
又は火薬類一時
置場を照明する
設備について、
漏電、可燃性ガ
ス、粉じん等に
より火薬類が爆
発し又は発火す
ることを防止す
るための措置の
維持管理状況
を、目視により
検査する。ただ
し、漏電、可燃
性ガス、粉じん
等により火薬類
が爆発し又は発
火するおそれが
ない場合には、
当該おそれがな
いことを、目視、
図面又は記録に
より検査する。

二十三 危険工室
内の機械設備又
は乾燥装置の金
属部について、
接地の状況を、
接地抵抗測定用
器具を用いた測
定又はその記録
により検査す
る。

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場の
照明設備及び電
動線

二十三 第四条第
一項第十九号の
危険工室内の機
械設備又は乾燥
装置の金属部の
接地

し、及び当該安
全装置の機能
を、作動試験又
はその記録によ
り検査する。

二十二 危険工室
又は火薬類一時
置場に設けられ
た照明設備の維
持管理状況を、
目視により検査
する。

二十三 危険工室
内の機械設備又
は乾燥装置の接
地の状況を、接
地抵抗測定用器
具を用いた測定
又はその記録に
より検査する。

二十四 第四条第
一項第二十号の
危険工室等にお
ける必要な事項
の揭示

二十五 〔略〕
二十六 削除

二十七 第四条第
一項第二十二号
の火薬類及びそ
の原料の粉じん
が飛散するおそ
れがある設備の
粉じんの飛散を
防ぐための措置

二十八 第四条第
一項第二十二号
の二の硝化設備
等の、火薬類の
温度変化による
爆発又は発火を
防止するための
措置

二十四 危険工室
等における火薬
類の種類及び停
滞量、同時に存
置することがで
きる火薬類の原
料及び最大数
量、定員、注意
事項その他必要
な事項の揭示の
状況並びに記載
内容の維持管理
状況を、目視に
より検査する。

二十五 〔略〕
二十六 削除

二十七 火薬類及
びその原料の粉
じんの飛散する
おそれがある設
備について、粉
じんの飛散を防
ぐための措置の
維持管理状況
を、目視により
検査する。

二十八 硝化設
備、乾燥設備そ
の他特に温度の
変化が起こる設
備について、火
薬類の温度変化
による爆発又は
発火を防止する
ための措置の維
持管理状況を、

二十四 第四条第
一項第二十号の
危険工室等の掲
示板

二十五 〔略〕
二十六 第四条第
一項第二十二号
の火薬類の飛散
するおそれのあ
る工室の天井及
び内壁

二十七 第四条第
一項第二十二号
の二の火薬類及
びその原料の粉
じんが飛散する
おそれのある設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置

二十八 第四条第
一項第二十二号
の三の硝化設備
等の温度測定装
置

二十四 危険工室
等の揭示板の維
持管理状況を、
目視により検査
する。

二十五 〔略〕
二十六 火薬類の
飛散するおそれ
のある工室の天
井及び内壁の維
持管理状況を、
目視により検査
する。

二十七 火薬類及
びその原料の粉
じんの飛散する
おそれのある設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置の
維持管理状況
を、目視により
検査する。

二十八 硝化設
備、乾燥設備そ
の他特に温度の
変化が起こる設
備の温度測定装
置の維持管理状
況を、目視によ
り検査し、及び
当該温度測定装
置の精度を、温

二十九 第四条第
一項第二十二号
の三の火薬類又
はその原料を過
度に加圧するこ
とを防ぐための
措置

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

二十九 火薬類又
はその原料を加
圧する設備につ
いて、火薬類又
はその原料を過
度に加圧するこ
とを防ぐための
措置の維持管理
状況を、目視及
び機器等の作動
試験又はその記
録により検査す
る。ただし、当
該火薬類又はそ
の原料が、加圧
により爆発し又
は発火するおそ
れがない場合に
は、当該おそれ
がないことを、
目視、図面又は
記録により検査
する。

三十 危険工室に
おける静電気
により火薬類が爆
発し又は発火す
ることを防止す
るための措置の
維持管理状況を、
目視、図面
又は測定器具を
用いた測定若し
くはその記録に
より検査する。

二十九 第四条第
一項第二十二号
の四の加圧装置
の安全装置

三十 第四条第一
項第二十二号の
五の静電気を発
生し、爆発又は
発火するおそれ
のある設備の静
電気を除去する
措置

二十九 火薬類を
加圧する設備の
安全装置の維持
管理状況を、目
視により検査
し、及び当該安
全装置の機能を
作動試験又はそ
の記録により検
査する。

三十 火薬類の製
造中に静電気を
発生し、爆発又
は発火するおそ
れのある設備の
静電気を除去す
る措置の維持管
理状況を、目視
及び記録により
検査する。

〔削る〕

三十一 削除

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置

ただし、静電気により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十一 削除

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置について、維持管理状況を、目視により検査し、及び当該装置の性能を、作動試験

三十の二 第四条第一項第二十二号の五の二の雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工場の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地

三十一 第四条第一項第二十二号

三十二 第四条第一項第二十三号の可燃性ガス等の発散するおそれのある工場のガス排気装置

三十の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工場の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。

三十一 静電気により爆発又は発火のおそれのある火薬類を取り扱う危険工場等における身体に帯電した静電気を除去する設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び接地の状況を、接地抵抗測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。

三十二 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工場のガス排気装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当

三十三 〔略〕
三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置に施された、乾燥中に爆発又は発火しないための措置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

又はその記録により検査する。
ただし、可燃性ガス又は有毒ガスが発散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十三 〔略〕
三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置について、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火しないための措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台について、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び砂じん等の混入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

三十三 〔略〕
三十四 第四条第一項第二十四号の火薬類を乾燥する工室内の加温装置

三十五 第四条第一項第二十四号の二の日乾場の乾燥台

該装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十三 〔略〕
三十四 火薬類を乾燥する工室内に設置された加温装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該加温装置の性能を、作動試験又はその記録により検査する。

三十五 日乾場の乾燥台の維持管理状況を、目視により検査する。

三十七 第四条第 一項第二十四号 の四の日乾場の 放冷するための 設備	三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ の他の施設との 間への防火壁の 設置その他の延 焼を遮断するた めの措置
---	--

三十七 日乾場の 火薬類を放冷す るための設備の 維持管理状況 を、目視により	三十六 爆発の危 険のある日乾場 とその他の施設と の間に設置した 簡易土堤又は防 爆壁の維持管理 状況を、別表第 四第十七項又は 別表第四第十八 項に掲げる保安 検査の方法によ り検査し、発火 の危険のある日 乾場とその他の 施設との間への 防火壁の設置そ の他の延焼を遮 断するための措 置の維持管理状 況を、目視、図 面及び測定器具 を用いた測定に より検査し、及 び当該日乾場と その他の施設と の距離を、巻尺 その他の測定器 具を用いた測定 により検査す る。ただし、目 視及び図面によ り容易に判定で きる場合に限 り、目視及び図 面による検査に 代えることがで きる。
---	---

三十七 第四条第 一項第二十四号 の四の日乾場の 放冷するための 設備	三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ の他の施設との 間への防火壁の 設置その他の延焼 を遮断する措置
---	---

三十七 日乾場の 火薬類を放冷す るための設備の 維持管理状況 を、目視により	三十六 爆発の危 険のある日乾場 とその他の施設と の間に設置した 簡易土堤又は防 爆壁の維持管理 状況を、別表第 四第十六項各号 又は別表第四第 十七項に掲げる 保安検査の方法 により検査し、 発火の危険のあ る日乾場とその 他の施設との間 への防火壁の設 置その他の延焼を 遮断する措置の 維持管理状況を 、目視、図面 及び測定器具を 用いた測定によ り検査し、及び 当該日乾場とそ の他の施設との 距離を、巻尺そ の他の測定器具 を用いた測定に より検査する。 ただし、目視及 び図面により容 易に判定できる 場合に限り、目 視及び図面によ る検査に替える ことができる。
---	--

三十八 第四条第 一項第二十五号 の爆発試験場 等	三十七の二 第四 条第一項第二十 四号の五の星打 ち場又は星掛け 場の日光の直射 を防ぐための措 置
------------------------------------	--

三十八 爆発試験 場、燃焼試験場、 発射試験場又は 廃棄焼却場につ いて、危険区域 内に設置されて いることを、目 視により検査す る。	三十七の二 星打 ち場又は星掛け 場における日光 の直射を防ぐた めの措置の維持 管理状況を、目 視により検査す る。	検査する。ただ し、日乾作業終 了後火薬類を放 冷する必要がある 場合には、火 薬類を放冷する 必要がないこと を、目視、図面 又は記録により 検査すること。
--	--	--

〔新設〕 三十八 第四条第 一項第二十五号 の爆発試験場等	〔新設〕
--	------

〔新設〕 三十八 爆発試験 場、燃焼試験場、 発射試験場又は 廃棄焼却場の維 持管理状況を、 目視により検査 する。	〔新設〕 検査する。
---	---------------

三十八の三 第四 条第一項第二十 五号ハの周囲の 火災を防止する ための措置		三十九・三十九の 二 〔略〕 四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車
三十八の三 周囲 の火災を防止す るための措置の 維持管理状況 を、目視、図面 又は機器等の作 動試験若しくは その記録により 検査する。		三十九・三十九の 二 〔略〕 四十 危険区域内 で火薬類を運搬 する運搬車につ いて、運搬する 火薬類その他周 囲の火薬類の爆 発又は発火を防 止するための措 置の維持管理状 況を、目視及び 図面等により検 査する。
〔新設〕		三十九・三十九の 二 〔略〕 四十 第四条第一 項第二十七号の 危険区域内で火 薬類を運搬する 運搬車
〔新設〕		三十九・三十九の 二 〔略〕 四十 危険区域内 で火薬類を運搬 する運搬車の維 持管理状況を、 目視により検査 する。
2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合 一 第四条第二項 において準用す る第四条第一項 第一号から第三 号まで、第五号、 第七号、第七号 の三、第九号、 第十号から第十二 号まで、第十四 号から第二十二 号まで、第二十 二号の三から第 二十四号まで、 第二十六号、第 二十七号及び第 二十八号に掲げ る検査項目		四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配 〔削る〕 二〇五 〔略〕
一 前項第一号か ら第三号まで、 第六号、第八号、 第十号、第十二 号、第十三号、 第十四号から第 十六号の四ま で、第十八号か ら第二十五号ま で、第二十七号、 第二十九号、第 三十号、第三十 二号から第三十 四号まで、第三 十九号、第四十 号、第四十一号 に掲げる保安検 査の方法により 検査を行う。		四十一 火薬類の 運搬通路につい て、路面及び勾 配の維持管理状 況を目視又は測 定器具を用いた 測定若しくはそ の記録により検 査する。 〔削る〕 二〇五 〔略〕
2 製造設備が定置 式製造設備であつ て、不発弾等の解 撤作業を行う製造 施設の場合 〔新設〕		四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配 〔新設〕
一 〔略〕 五 第四条第二項 第五号の不発弾 等解撤工室（鋼 製チャンバを除 く）の内面		四十一 火薬類の 運搬通路の路面 の維持管理状況 を目視により検 査し、及び当該 路面のこう配を 水準器その他の 測定器具を用い た測定又はその 記録により検査 する。 〔新設〕
一 〔略〕 五 不発弾等解撤 工室の内面の維 持管理状況を、 目視により検査 する。		四十一 火薬類の 運搬通路の路面 の維持管理状況 を目視により検 査し、及び当該 路面のこう配を 水準器その他の 測定器具を用い た測定又はその 記録により検査 する。 〔削る〕 二〇五 〔略〕

十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置	七 〔略〕 八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 削除
十 〔略〕	九 解撤作業中における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	七 〔略〕 八 遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 削除
十 〔略〕	九 第四条第二項 第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置	七 〔略〕 八 第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備	六 第四条第二項 第六号の不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面
十 〔略〕	九 解撤作業中における温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	七 〔略〕 八 解撤設備が遠隔操作できるものにあっては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	六 不発弾等解撤工室の床面の維持管理状況を、目視により検査する。
十一 〔新設〕 第二項第十一号の周囲の火災を防止するための措置	十一の二 土堤又は防壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについて、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	十一の二 土堤又は防壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについて、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。	十一 第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場
十一 〔新設〕	十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視により検査する。	十一 不発弾等廃棄処理場の維持管理状況を、目視により検査する。

3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合		一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の状況	二 第四条の二第二項第二号の移動区域の施設の設置制限	三 第四条の二第三項第三号の火災による延焼を防止するための措置	四 第四条の二第四項第四号の移動式製造設備用工室の有無及び第四条の二において準用する第四第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号
3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合		一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。	二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合に、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	四 移動式製造設備用工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第十四号から第十六号の四まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十五号
3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合		一 製造所の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札の維持管理状況を、目視により検査する。	二 移動区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。	四 第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室
号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる検査項目		五〇七 「略」	八 第四条の二第一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突	九 削除	十 削除
まで及び第二十七号の方法により検査する。		五〇七 「略」	八 移動区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視又は図面により検査する。ただし、移動区域内に、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	九 削除	十 削除
五〇七 「略」		八 第四条の二第一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突	九 第四条の二第一項第九号の避雷装置	十 第四条の二第一項第十号の移動式製造設備用工室の耐火構造	十一 第四条の二第一項第十一号の移動式製造設備の耐火構造及び消火設備
五〇七 「略」		八 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。	九 移動式製造設備用工室に設置されている避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十四に掲げる保安検査の方法により検査する。	十 移動式製造設備用工室の耐火性構造の維持管理状況を、目視により検査する。	十一 移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備の維持管理状況を、目視により

[illegible]

十九の二 第四條 の二 第一項第十 九号口の移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器の、振動又は 衝撃により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造	十九の二 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、振 動又は衝撃によ り特定硝酸アン モニウム系爆薬 が爆発し又は発 火しない構造と なっていること を、目視又は図 面により検査す る。	十九の三 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、腐 食により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が変質し 又は爆発し若し くは発火しない 構造となってい ることを、目視 又は図面により 検査する。	十九の四 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、特 定硝酸アンモニ ウム系爆薬の付 着、浸透又は浸 入により爆発し 又は発火しない 構造となってい ることを、目視 又は図面により 検査する。	十九の五 第四條 の二 第一項第十 九号ホの移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器が、振動、衝 撃等により変形 しない構造	二十 削除	二十 削除	十九の五 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、振 動、衝撃等によ り変形しない構 造となっている ことを、目視又 は図面により検 査する。	二十 削除	二十 第四條の二 第一項第二十号 の移動式製造設 備用工作室又は移 動式製造設備の 暖房装置	二十一 第四條の 二 第一項第二十 一号の移動式製 造設備用工作室 又は移動式製造 設備の照明設備	二十二 第四條の 二 第一項第二十 二号の移動式製 造設備用工作室 又は移動式製造 設備の機械設備 の金属部の接地	二十三 第四條の 二 第一項第二十 三号の移動式製 造設備用工作室 、移動式製造設 備又は廃棄焼却 場の維持状況を、 目視により検査 する。	二十一 移動式製 造設備を照明す る設備について、 維持管理状況 を、目視により 検査する。	二十二 移動式製 造設備の機械設 備の金属部に ついて、接地の状 況を、接地抵抗 測定用器具を用 いた測定又はそ の記録により検 査する。	二十三 移動式製 造設備又は廃棄 焼却場の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬の停滯 量、同時に存置 することができ る特定硝酸アン モニウム系爆薬 の停滯量等の掲 示	二十一 第四條の 二 第一項第二十 一号の移動式製 造設備を照明す る設備について、 維持管理状況 を、目視により 検査する。	二十二 移動式製 造設備の機械設 備の金属部に ついて、接地の状 況を、接地抵抗 測定用器具を用 いた測定又はそ の記録により検 査する。	二十三 移動式製 造設備又は廃棄 焼却場の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬の停滯 量、同時に存置 することができ る特定硝酸アン モニウム系爆薬 の停滯量等の掲 示	十九の二 第四條 の二 第一項第十 九号口の移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器の、振動又は 衝撃により特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造	十九の三 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、腐 食により特定硝 酸アンモニウム 系爆薬が変質し 又は爆発し若し くは発火しない 構造となってい ることを、目視 又は図面により 検査する。	十九の四 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、特 定硝酸アンモニ ウム系爆薬の付 着、浸透又は浸 入により爆発し 又は発火しない 構造となってい ることを、目視 又は図面により 検査する。	十九の五 第四條 の二 第一項第十 九号ホの移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器が、振動、衝 撃等により変形 しない構造	二十 削除	二十 削除	十九の五 移動式 製造設備の機 械、器具又は容 器について、振 動、衝撃等によ り変形しない構 造となっている ことを、目視又 は図面により検 査する。	二十 削除	二十 第四條の二 第一項第二十号 の移動式製造設 備用工作室又は移 動式製造設備の 暖房装置	二十一 第四條の 二 第一項第二十 一号の移動式製 造設備用工作室 又は移動式製造 設備の照明設備	二十二 第四條の 二 第一項第二十 二号の移動式製 造設備用工作室 又は移動式製造 設備の機械設備 の金属部の接地	二十三 第四條の 二 第一項第二十 三号の移動式製 造設備用工作室 、移動式製造設 備又は廃棄焼却 場の維持状況を、 目視により検査 する。	二十一 移動式製 造設備を照明す る設備について、 維持管理状況 を、目視により 検査する。	二十二 移動式製 造設備の機械設 備の金属部に ついて、接地の状 況を、接地抵抗 測定用器具を用 いた測定又はそ の記録により検 査する。	二十三 移動式製 造設備又は廃棄 焼却場の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬の停滯 量、同時に存置 することができ る特定硝酸アン モニウム系爆薬 の停滯量等の掲 示
--	--	---	---	---	-------	-------	---	-------	---	--	---	--	---	---	---	--	---	---	--	---	---	---	-------	-------	---	-------	---	--	---	--	---	---	---

二十四 削除	の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他の必要な事項の揭示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。	二十四 削除	の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他の必要な事項の揭示の状況並びに記載事項の維持管理状況を、目視により検査する。
二十五 削除		二十五 削除	
二十六 第四條の二第一項第二十六号の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐための措置		二十六 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。	
二十七・二十八		二十七・二十八	
二十九 第四條の二第一項第二十九号の移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆		二十九 移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部の摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆	
二十四 第四條の二第一項第二十四号の移動式製造設備用工室内に面した普通木造建築物の耐火的措置		二十四 移動式製造設備用工室内に面して設置された普通木造建築物の維持管理状況を、目視により検査する。	
二十五 第四條の二第一項第二十五号の移動式製造設備用工室内の天井及び内壁		二十五 移動式製造設備用工室内の天井及び内壁の維持管理状況を、目視により検査する。	
二十六 第四條の二第一項第二十六号の移動式製造設備用工室内の移動式製造設備の粉じんの飛散を防ぐ措置		二十六 移動式製造設備用工室内又は移動式製造設備の特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。	
二十七・二十八		二十七・二十八	
二十九 第四條の二第一項第二十九号の移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙		二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部と内壁の間隙の維持管理状況について、目視及び	
定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置		定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない措置の維持管理状況を、目視及び記録により検査する。	
三十 第四條の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置		三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。	
三十一 第四條の二第一項第三十一号の特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備で、発火又は爆発するおそれのある設備の安全装置		三十一 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。	
三十 第四條の二第一項第三十号の移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの摩擦、衝撃及び静電気に対する安全な措置		三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースの維持管理状況を目視及び記録により検査する。	
三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。		三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	

三十二 〔略〕 三十三 第四条の二 第一項第三十三号イの廃棄焼却場		三十三の二 第四 条の二第一項第三十三号ロの土 堤、防爆壁又は 防火壁その他の 延焼を遮断する ための措置		三十三の三 第四 条の二第一項第三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置	
三十二 〔略〕 三十三 廃棄焼却場について、移動区域内に設置されていることを、目視により検査する。		三十三の二 土堤 又は防爆壁を設 置したものにつ いては、土堤又は 防爆壁を、別 表第四第十六項 又は第十八項に 掲げる保安検査 の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火 災類が爆発し又は 発火すること により周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない 場合には、当該 おそれがないこ とを、目視、図 面又は記録により 検査する。		三十三の三 周囲 の火災を防止する ための措置の 維持管理状況を、目視、図面	
三十二 〔略〕 三十三 第四条の二 第一項第三十三号の廃棄焼却場		〔新設〕		〔新設〕	
三十二 〔略〕 三十三 移動区域内の廃棄焼却場の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		〔新設〕		〔新設〕	

備考 表中の「」は注記である。	4 〔略〕	又は機器等の作 動試験若しくは その記録により 検査する。
	4 〔略〕	

附 則
この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

製造設備の構造、位置及び設備の技術基準の改正省令、例示基準について

本資料は、火薬類取締法施行規則の改正(令和3年経済産業省令第9号)における、改正前後の規則本文と例示基準の対応を示す参考資料として作成したもの。実際の運用にあたっては、必ず施行文を確認すること。

＜第4条第1項＞

＜第4条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 製造設備が定置式製造設備であって、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 改正なし	
【改正前の規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した <u>掲示板</u> を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、 <u>境界さく</u> を設ける等の <u>危険区域が明確に判別</u> できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を <u>建てる</u> こと。	【改正後の規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を <u>掲示</u> し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、 <u>危険区域が明確に判別</u> できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を <u>掲示する</u> こと。	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 境界線に柵、ロープ等を設置すること。 2. 境界線上にラインを引くこと。
【改正前の規則】 二 危険区域には、 <u>作業上</u> やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	【改正後の規則】 二 危険区域には、 <u>製造その他の作業上</u> やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、 <u>その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設ける</u> こと。	【改正後の規則】 三 <u>危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずる</u> こと。	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2 m以上の防火のための空地を設けることとする。 (※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。
【改正前の規則】 四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、 <u>日乾場</u> 、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、 <u>信号焰管</u> 、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、 <u>信号焰管</u> 、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては同表（ろ）の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ（2）に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。	【改正後の規則】 四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、 <u>日乾場</u> 、 <u>仕掛け準備場</u> 、 <u>星打ち場</u> 、 <u>星掛け場</u> 、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、 <u>信号炎管</u> 、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、 <u>信号炎管</u> 、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては同表（ろ）の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離）をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ（2）に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。	【例示基準】 なし
式略、表略	式略、表略	
【改正前の規則】 四の二 危険工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造(経済産業大臣が告示で定める構造をいう。以下同じ。)の危険工室その他の危険工室等を経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 ボイラー室及び煙突は、危険区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五の二 煙火の製造所にあつては、 <u>粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けない</u> こと。	【改正後の規則】 五の二 煙火の製造所にあつては、 <u>粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けない</u> こと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、 <u>火焰</u> に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、 <u>建築材料</u> については、この限りでない。	【改正後の規則】 六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、 <u>火炎</u> に対して抵抗性を有する構造とし、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、 <u>建築材料</u> については、この限りでない。	【例示基準】 なし

<第4条第1項>改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。	【改正後の規則】 七 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬は爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。	【改正後の規則】 七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。	【改正後の規則】 七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 発火の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、耐火性構造とすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置を講ずること。	【改正後の規則】 九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 九の二 危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし

<第4条第1項>改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。<u>以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。</u>）には、<u>経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。</u> <u>十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</u> <u>十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。</u>	【改正後の規則】 （※第9号の3、第11号の2、第14号の2を統合） 九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。<u>第二十六号の二において同じ。</u>）には、<u>当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 床面から1. 5mの高さに温湿度記録計を設置すること。 2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。 3. 当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。 ●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。 1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号二及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1. 7m以下となるように設けること。 2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1. 6m3を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置（消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。 3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0. 1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとする。 4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。 5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。 6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。 7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。 8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。 9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。 10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。 11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。
【改正前の規則】 十 危険工場の付近には、貯水池、貯水槽、<u>非常栓等</u>の消火の設備を設けること。	【改正後の規則】 十 危険工場の付近には、貯水池、貯水槽、<u>消火栓等</u>の消火の設備を設けること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十一 危険工場には、非常の際の避難に便利ようにできる<u>だけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、その金具（硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工場の扉の金具を除く。）は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。</u> <u>イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉</u> <u>ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉</u>	【改正後の規則】 十一 危険工場の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。 <u>イ 危険工場の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。</u> <u>ロ 危険工場の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ハ 危険工場の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。 1. 非常の際の避難に便利ように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。 2. 出口の扉は外開きとすること。（積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。） 3. 窓の扉は外開きとすること。（非常の際の避難に便利ように2箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。） ●施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮等とすることとする。 ●施行規則第4条第1項第11号ハに規定する直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。
【改正前の規則】 <u>十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 〔削る〕（※9号の3に統合）	

＜第４条第１項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 十二 危険工室内の面は、<u>土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。</u> 十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。<u>ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の（１）又は（２）のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</u> （１）製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室 （２）取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室 ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。 二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。	【改正後の規則】 （※１２号、１３号、２２号を統合） 十二 危険工室内の面は、<u>次のイからニまでに定めるところによること。</u> イ 危険工室の内面には、<u>内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。</u> ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。<u>ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ 危険工室の床面には、<u>火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。</u><u>ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。</u> ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。	【例示基準】 ●施行規則第４条第１項第１２号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。 ●施行規則第４条第１項第１２号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 - 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。 - 電気雷管の製造所又は信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所にあつては、１．に加え、床材として木板を使用することができる。
【改正前の規則】 十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。 イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。<u>ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の（１）又は（２）のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</u> （１）製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室 （２）取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室 ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。	【改正後の規則】 十三 削除（※１２号に統合）	
【改正前の規則】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。<u>ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。</u>	【改正後の規則】 十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。<u>ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。	【改正後の規則】 〔削る〕（※９号の３に統合）	
【改正前の規則】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。	【改正後の規則】 十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、<u>次のイからニまでに定めるところによること。</u> イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。<u>ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u> ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。<u>ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。<u>ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u> ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。<u>ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第４条第１項第１５号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。 - 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。 - すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

＜第4条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。	【改正後の規則】 十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、<u>火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。
【改正前の規則】 十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、<u>槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。</u>	【改正後の規則】 十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、<u>パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。 2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を備えること。
【改正前の規則】 十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、<u>漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</u>	【改正後の規則】 十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、<u>漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。 2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。
【改正前の規則】 十九 危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、<u>取扱心得</u>その他必要な事項を<u>明記</u>すること。	【改正後の規則】 二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、<u>注意事項</u>その他必要な事項を<u>掲示</u>すること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。 2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。 3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。
【改正前の規則】 <u>二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 [削る]（※12号に統合）	
【改正前の規則】 <u>二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれのある設備</u>には、粉じんの飛散を<u>防ぐ</u>措置を講ずること。	【改正後の規則】 <u>二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備</u>には、粉じんの飛散を<u>防ぐための</u>措置を講ずること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 <u>二十二の三 硝化設備、乾燥設備</u>その他特に温度の変化が起こる設備には、<u>温度測定装置を設けること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十二の二 硝化設備、乾燥設備</u>その他特に温度の変化が起こる設備には、<u>火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。 2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー供給を遮断、原料の供給を停止等の温度変化を抑えるための措置を講ずること。

＜第4条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 <u>二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。
【改正前の規則】 <u>二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。</u> <u>二十二の五の二 雷薬又は淹剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u> <u>二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u>	【改正後の規則】 （※第22号の5、第22号の5の2、第22号の6を統合。） <u>二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。 2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。 3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること（雷薬又は淹剤の配合又は填薬を行う危険工室を除く。）。 4. 雷薬又は淹剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。 （※）静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。
【改正前の規則】 <u>二十二の五の二 雷薬又は淹剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。</u>	【改正後の規則】 〔削る〕（※22号の4に統合）	
【改正前の規則】 <u>二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。</u>	【改正後の規則】 〔削る〕（※22号の4に統合）	
【改正前の規則】 <u>二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 <u>二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。</u>	【改正後の規則】 <u>二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 <u>二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。</u>	【改正後の規則】 <u>二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。
【改正前の規則】 <u>二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。
【改正前の規則】 <u>二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 <u>二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 <u>二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
（新設）	<u>二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。</u>	

＜第４条第１項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、<u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと</u>	【改正後の規則】 二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> イ 危険区域内に設けること。 ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、<u>火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。	【例示基準】 ●施行規則第４条第１項第２５号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。
【改正前の規則】 二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ<u>密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。</u>	【改正後の規則】 二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ<u>緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十六の二 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる当該無煙火薬の質量が八十キログラム以下のものであり、かつ、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。ただし、当該容器の外側の一部に補強材として当該材質を用いる場合には、この限りでない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、<u>手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。</u>	【改正後の規則】 二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、<u>運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第４条第１項第２７号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。 - 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。 - 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。 - 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。 - 蓄電池は、使用電圧が８０Ｖ以下に保たれていること。 - 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 - 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 - 電気系統の短絡等による火花や火災の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 - 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。 - ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。 - 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 - 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。 - 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が２０ｃｍ未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。 - 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。 - 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火災の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 - 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。
【改正前の規則】 二十八 火薬類の運搬通路の路面は<u>平たんにし、地形上やむを得ない場合のほかは、こう配は、五十分の一以下とすること。</u>	【改正後の規則】 二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、<u>火薬類を安全に運搬できるものであること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第４条第１項第２８号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平たんであり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は５０分の１以下とすることとする。

＜第4条第2項＞

＜第4条第2項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、 <u>前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</u>	【改正後の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、 <u>前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。</u>	
【改正前の規則】 一 不発弾等解撤工室、不発弾等一時置場又は不発弾等廃棄処理場(以下「不発弾等解撤工室等」という。)は、製造所外の保安物件に対して、次の表の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 不発弾等解撤工室等は、製造所内の他の施設に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。ただし、経済産業大臣が告示で定める基準により互いに接続する場合には、この限りでない。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 不発弾等解撤工室は、別棟とし、経済産業大臣が告示で定める構造とし、かつ、告示で定める建築材料を使用すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 四 不発弾等解撤工室の放爆面(鋼製チャンバにあつては、搬入口をいう。)の方向には、経済産業大臣が告示で定める基準による土堤又は防爆壁を設けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の内面は、 <u>土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。</u>	【改正後の規則】 五 <u>削除</u> （※第4条第1項第12号を引用）	【例示基準】
【改正前の規則】 六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。）の床面は、 <u>次に掲げる措置を講ずること。</u> <u>イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、次の（１）又は（２）のいずれかの不発弾等解撤工室は、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができる。</u> <u>（１） 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤により生じる火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの</u> <u>（２） 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの</u> <u>ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 六 <u>削除</u> （※第4条第1項第12号を引用）	【例示基準】
【改正前の規則】 七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 解撤設備は、 <u>できるだけ遠隔操作による設備とすること。</u>	【改正後の規則】 八 解撤設備は、 <u>遠隔操作による設備とするよう努めること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、 <u>温度上昇を防止する措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 九 解撤作業中には、 <u>不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十 解撤作業に使用するウォータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十一 不発弾等廃棄処理場は、 <u>危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u>	【改正後の規則】 十一 不発弾等廃棄処理場は、 <u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> <u>イ 危険区域内に設けること。</u> <u>ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> <u>ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条第2項第11号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

<第4条第3項>

<第 4 条 第 3 項>改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。	【改正後の規則】 3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。	

<第4条の2第1項>

<第4条の2第1項>改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第7条第1号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 改正なし	
【改正前の規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した <u>掲示板を設け</u> 、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に <u>装てん</u> することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、 <u>移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。</u>	【改正後の規則】 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を <u>掲示し</u> 、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に <u>装填</u> することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、 <u>移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 移動区域には、製造、消費その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、 <u>その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。</u>	【改正後の規則】 三 <u>移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第3号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。 （※）森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へ向けての火災を共に考慮する。
【改正前の規則】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、 <u>移動式製造設備用工室を設けること。</u>	【改正後の規則】 四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、 <u>移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 移動区域の境界又は廃薬焼却場は、製造所外の保安物件に対して、それぞれ前条第一項第四号の表(イ)(二)、(イ)(四)又は(イ)(十)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、 <u>移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講じること。</u>	【改正後の規則】 六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、 <u>移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 七 廃薬焼却場は、製造所内の他の施設及び発破場所に対して経済産業大臣が告示で定める保安間隔をとること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 ボイラー室及び煙突は、移動区域内に設けないこと。 ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 九 <u>移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。</u>	【改正後の規則】 九 <u>削除</u> （※前条第1項第7号の3を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十 <u>移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。</u>	【改正後の規則】 十 <u>削除</u> （※前条第1項第8号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十一 <u>移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 十一 <u>移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。</u>	【例示基準】 なし

＜第4条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、 <u>非常栓等の消火の設備を設けること。</u>	【改正後の規則】 十二 <u>削除</u> （※前条第1項第10号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利 <u>なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの</u> <u>扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラ</u> <u>スは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又</u> <u>は口のいずれかの場合にあっては、それぞれ当該イ又は</u> <u>口に定めるものを外開きとしないことができる。</u> イ <u>二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合</u> 窓の扉 ロ <u>積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非</u> <u>常の際の避難に不便な場合</u> 窓又は出口の扉	【改正後の規則】 十三 <u>削除</u> （※前条第1項第11号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び <u>飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこ</u> <u>と。</u>	【改正後の規則】 十四 <u>削除</u> （※前条第1項第12号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、か つ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部 分は、 <u>できるだけさびにくい材料を使用すること。</u>	【改正後の規則】 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、か つ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部 分は、 <u>さびにくい材料を使用するよう努めること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニ ウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講じ <u>ること。</u>	【改正後の規則】 十六 <u>削除</u> （※前条第1項第12号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこ と。 <u>ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合に</u> <u>は、この限りでない。</u>	【改正後の規則】 十七 <u>削除</u> （※前条第1項第14号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定め <u>るディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車</u> <u>の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできな</u> <u>い構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない</u> <u>場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすお</u> <u>それがないものであること。</u>	【改正後の規則】 十八 移動式製造設備の移動は、 <u>製造し及び運搬する特定硝</u> <u>酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火</u> <u>を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造の</u> <u>ために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同</u> <u>時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用し</u> <u>ない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウ</u> <u>ム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものである</u> <u>こと。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び 運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬 類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両とは、 次の基準に適合するディーゼル車とする。 1. 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、 適当な覆いがされていること。 2. 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十 分に保たれて定着されていること。 3. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがな く、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に 対して適当な防熱措置が講じられていること。 4. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム 系爆薬並びに周囲の火薬類に影響を与えない位置にお いて開口していること。
【改正前の規則】 十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又 は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により <u>変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄</u> <u>と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、</u> <u>十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特</u> <u>定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防</u> <u>ぐ構造とすること。</u>	【改正後の規則】 十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又 は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。 イ <u>摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は</u> <u>発火しない構造とすること。</u> ロ <u>振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆</u> <u>発し又は発火しない構造とすること。</u> ハ <u>腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は</u> <u>爆発し若しくは発火しない構造とすること。</u> ニ <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入に</u> <u>より爆発し又は発火しない構造とすること。</u> ホ <u>振動、衝撃等により変形しない構造とすること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第19号イに規定する摩擦によ り特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない 構造とは、次の基準によるものとする。 1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄と の摩擦がないものが使用されていること。 2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されているこ と。
【改正前の規則】 二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装 置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、 <u>燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニ</u> <u>ウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講じるこ</u> <u>と。</u>	【改正後の規則】 二十 <u>削除</u> （※前条第1項第16号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明す る設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防 護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工 室と <u>完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。</u>	【改正後の規則】 二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガ ス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電 気配線又は移動式製造設備と <u>完全に隔離した電灯及び電気</u> <u>配線とすること。</u>	【例示基準】 なし

＜第4条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。	【改正後の規則】 二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。	【改正後の規則】 二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、<u>注意事項</u>その他必要な事項を<u>掲示</u>すること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、<u>耐火的措置を講じること。</u>	【改正後の規則】 二十四 <u>削除</u> （※前条第1項第21号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、<u>隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講じること。</u>	【改正後の規則】 二十五 <u>削除</u> （※前条第1項第12号を準用するため削除）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を<u>講じること。</u>	【改正後の規則】 二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を<u>講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を<u>講じること。</u>	【改正後の規則】 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を<u>講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は<u>内壁と接触しないよう間隙をとること。</u>	【改正後の規則】 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、<u>摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第29号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。
【改正前の規則】 三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は<u>装てん</u>するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。	【改正後の規則】 三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は<u>装填</u>するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であって、<u>発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。</u>	【改正後の規則】 三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、<u>当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。
【改正前の規則】 三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料</u>を使用し、かつ、<u>確実にふた</u>のできる構造とすること。	【改正後の規則】 三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、<u>当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起こさない材料</u>を使用し、かつ、<u>確実に蓋</u>のできる構造とすること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十三 廃棄焼却場は、<u>移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。</u> 【規制の趣旨】 関連施設で爆発・発火が生じた際に、延焼させないための規定	【改正後の規則】 三十三 廃棄焼却場は、<u>次のイからハまでに定めるところによること。</u> イ <u>移動区域内に設けること。</u> ロ <u>第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。</u> ハ <u>周囲の火災を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第4条の2第1項第33号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、廃棄焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

製造方法の技術基準の改正省令、例示基準について

本資料は、火薬類取締法施行規則の改正(令和3年経済産業省令第9号)における、改正前後の規則本文と例示基準の対応を示す参考資料として作成したもの。実際の運用にあたっては、必ず施行文を確認すること。

＜第5条第1項＞

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業(不発弾等の解撤作業を除く。)を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。		
【改正前の規則】 一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、 <u>信号焰管</u> 、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。	【改正後の規則】 一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、 <u>信号炎管</u> 、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。	【改正後の規則】 六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。 <u>ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。
【改正前の規則】 七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>たい積しないこと。</u>	【改正後の規則】 八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。 <u>ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。	【改正後の規則】 十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。	【例示基準】 なし

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、<u>手入れを怠らないこと。</u>	【改正後の規則】 十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備するとともに、<u>不具合のある場合は使用しないこと。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従ってその機械、器具又は容器に付着又は浸透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。<u>ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。</u>	【改正後の規則】 十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従って、<u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。 2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。 - イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 - ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。
【改正前の規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、<u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従って、<u>あらかじめ危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。
【改正前の規則】 十四 危険工室は、その目的とする作業以外に使用しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u>	【改正後の規則】 十五 火薬類の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。
【改正前の規則】 十六 火薬類並びにその原料及び半製品(以下この号において「火薬類等」という。)の運搬には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該火薬類等に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散する<u>おそれのある工室及びその付近に入れないこと。</u>	【改正後の規則】 十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散する<u>おそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。 2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1／4以下である状態とすること。 3. 1. 又は2. の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。
【改正前の規則】 十七 火薬類、油類等の付着している<u>おそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。</u>	【改正後の規則】 十七 火薬類、油類等の付着している<u>おそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。
【改正前の規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、<u>それぞれ一定の場所で行うこと。</u>	【改正後の規則】 十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、<u>それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃棄焼却場等一定の場所で行うこと</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十九 火薬類の製造試験は、試験のために特に設けられた危険工室で行うか、又は平常作業を中止し、その目的に転用した危険工室で行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾場において日乾作業を行う場合 ロ <u>第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合</u> ハ <u>第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合</u>	【改正後の規則】 十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行うこと。ただし、次の<u>いずれかに</u>該当する場合は、この限りでない。 イ 一定の日乾場において日乾場において日乾作業を行う場合 ロ <u>一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合</u> ハ <u>一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合</u>	【例示基準】 なし

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 二十 火薬類は、経済産業大臣が告示で定める基準による容器包装(容器及び火薬類を収納するために必要な構成材料をいう。以下同じ。)に収納すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに <u>打揚げ</u> 煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。	【改正後の規則】 二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに <u>打揚げ</u> 煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。	【例示基準】 なし
二十二 削除		
二十三 削除		
【改正前の規則】 二十四 外装容器には、衝撃注意、火気厳禁その他の取扱いに必要な注意事項を記載すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、 <u>当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はすのこ（その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。</u>	【改正後の規則】 二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、 <u>通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第25号に規定する通気を確保するために講ずる火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。 1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。 2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。 イ 枕木 ロ すのこ（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの） ハ パレット（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの） ニ 棚（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの） ●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。 1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。 2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。
【改正前の規則】 二十六 無煙火薬を火薬類一時置場に存置することができる期間は、当該無煙火薬の製造工程中に使用するいずれかの火薬類一時置場に最初に存置した日から通算して六月間とする。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。 <u>ただし、やむを得ず存置する場合には、見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。</u>	【改正後の規則】 二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。 <u>やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。	【改正後の規則】 二十八 <u>赤りん</u> を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十九 マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグナリウム粉又は亜鉛末を含有する火薬類の製造には、水分による発熱によつて発火しないような措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十 塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウム又は塩素酸塩若しくは亜塩素酸ナトリウムを含有する火薬若しくは爆薬を取り扱う器具及び容器には、その旨を明記し、その他の火薬及び爆薬の取扱いのために使用しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十一 球状の打揚げ煙火の外殻のはり付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。	【改正後の規則】 三十一 球状の打揚げ煙火の外殻の <u>貼</u> り付け作業を行つた後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十一の二 直径が十センチメートルを超える球状の打揚げ煙火には、割り薬を完全に点火させるような伝火薬を取り付けること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十一の三 球状の打揚げ煙火の割り薬として塩素酸塩を含有する火薬又は爆薬を使用する場合には、割り薬と星とが直接に接触しないような措置を講ずること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。	【改正後の規則】 三十二 <u>赤りん</u> を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三十三 薬紙、速火線の切断等の摩擦又は衝撃を加える作業は、少量ずつ行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし

＜第5条第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 三十四 雷薬又は淹剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。 イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。	【改正後の規則】 三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。	【例示基準】 ●施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。 1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること（雷薬又は淹剤の配合又は填薬作業を行う場合を除く。）。 2. 雷薬又は淹剤の配合又は填薬作業を行う際には、次の措置を講ずること。 イ 衣類は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。 ロ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。 ハ ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。 （※）静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。
【改正前の規則】 三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 ヘ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。	【改正後の規則】 三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。 イ 噴出薬に使用する火薬類は黒色火薬のみとし、星その他の煙火を混入しないこと。 ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。 ハ 筒は亀裂等がないものを使用すること。 ニ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その直径は筒の内径の三分の一以上とすること。 ホ 噴出口の補強に用いる部材には、石膏、セメント等は使用せず、土、木材等の軽量なものを使用すること。 ヘ 手筒煙火であって、第八十四条第九号の規定により十八歳未満の者が取り扱うことのできるもの(以下「特定手筒煙火」という。)の製造を行う際には、イからホまでに定めるもののほか、経済産業大臣が定める基準に適合すること。	【例示基準】 なし

＜第5条第2項＞

＜第5条第2項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、 <u>前項各号</u> に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、 <u>前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号</u> に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	
【改正前の規則】 一 <u>不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</u>	【改正後の規則】 一 <u>あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 不発弾等解撤工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量を定め、これを超えて不発弾等を存置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 四 信管を有する不発弾等は、信管の分離作業等においてその信管を起爆させないように慎重に取り扱うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 不発弾等を収納する容器包装には、不発弾等の種類、信管の有無、危険性に関する分類その他の不発弾等に関する情報を表示すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし

＜第5条の2第1項＞

＜第5条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七 条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の 各号に掲げるものとする。	【改正後の規則】 改正なし	
【改正前の規則】 一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び1 日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内 で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、1 日に製造する最大数量は、1日の消費見込量以下とする。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従 業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこ と。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又 は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の 範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特 に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこ と。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を 製造する場合には、移動式製造設備を <u>固定する。</u>	【改正後の規則】 六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を 製造する場合には、移動式製造設備を <u>固定すること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウ ム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室にお いてしなければ <u>ならない。</u>	【改正後の規則】 七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウ ム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室にお いてしなければならない。この場合において、 <u>工室内にお ける製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六 号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十 七号の規定を準用する。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔 に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定 硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場 合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備 用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措 置を講じること。	【改正後の規則】 八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等 の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを <u>防 止するための措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝 酸アンモニア系爆薬に混入することを防止するための措 置とは、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。 2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応 じて移動式製造設備の付近に散水すること。
【改正前の規則】 九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又 は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこ と。	【改正後の規則】 九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯 電灯のほかは灯火を携えないこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場 の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を <u>たい 積しないこと。</u>	【改正後の規則】 十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発 火し、又は燃焼しやすい物を <u>堆積しないこと。ただし、梱 包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的 に堆積するときは、この限りでない。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔 内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数 量の範囲内で、停滞量及び同時に存置することができる 特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、 これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料 を存置しないこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは <u>容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、 手入れを怠らないこと。</u>	【改正後の規則】 十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備 <u>し、不具合のある場合は使用しないこと。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは <u>容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造 設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従ってそ の機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した 特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手 しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で 修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の 必要な措置を講じた後で行わなければならない。</u>	【改正後の規則】 十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、 <u>製造保安責任者の指示に従って、あらかじめ危険予防の措 置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造 設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置と は、次の基準によるものとする。 1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その 他の危険物を安全な場所に移すこと。 2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆 薬を除去すること。
【改正前の規則】 十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は <u>移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとする ときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。</u>	【改正後の規則】 十四 <u>削除</u> （※十三号に統合）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目 的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。	【改正後の規則】 十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする 作業以外に使用しないこと。	【例示基準】 なし

＜第5条の2第1項＞改正前の規則	改正後の規則	例示基準
【改正前の規則】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。</u>	【改正後の規則】 十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、<u>危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。 1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。 2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。
【改正前の規則】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着している<u>おそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で危険予防の措置を講じること。</u>	【改正後の規則】 十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着している<u>おそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。</u>	【例示基準】 ●施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。
【改正前の規則】 十八 <u>特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。</u>	【改正後の規則】 十八 <u>削除</u>（※第16号でまとめて読む）	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。</u>	【改正後の規則】 十九 毎日の製造及び消費作業終了後、<u>移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。</u>	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装てん</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。	【改正後の規則】 二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ<u>装填</u>する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし
【改正前の規則】 二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。	【改正後の規則】 改正なし	【例示基準】 なし